告示

○総務省告示第三十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を次のように定める。

平成三十年一月二十六日

総務大臣　野田　聖子

第一章　総則

一　本開設指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1　申請者　本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行う者をいう。

2　認定開設者　本開設指針に係る開設計画の認定を受けた者をいう。

3　認定日　本開設指針に係る開設計画の認定の日をいう。

4　特定基地局　本開設指針の対象とする特定基地局をいう。

5　メッシュ　昭和四十八年行政管理庁告示第百四十三号（統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード）第一項第二号に規定する二分の一地域メッシュをいう。

6　屋内等　屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所をいう。

7　人口　平成二十七年の国勢調査の結果による人口をいう。

8　指定済周波数　七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下及び三、四八〇MHzを超え三、六〇〇MHz以下の周波数をいう。

9　既存事業者　指定済周波数を使用する基地局又は当該周波数を使用する陸上移動中継局の免許を受けた者をいう。

10　子法人等　法人又は団体（以下この号及び次号において「法人等」という。）がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人等をいう。この場合において、法人等及びその子法人等又は法人等の子法人等がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人等は、当該法人等の子法人等とみなす。

11　親法人等　他の法人等を子法人等とする法人等をいう。

12　広帯域移動無線アクセスシステム事業者　二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数を使用する基地局の免許を受けた者をいう。

13　人口カバー率　特定の区域におけるメッシュ（特定の基地局及び陸上移動中継局（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間において、指定を受けた周波数ごとに、その帯域幅を全て用いた通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、当該特定の区域におけるメッシュ内の人口の合計で除した値をいう。

二　特定基地局の範囲に関する事項

特定基地局の範囲は、設備規則第四十九条の六の九又は同規則第四十九条の六の十に規定する技術基準に係る無線設備（同規則第四十九条の六の九に規定する技術基準に係る無線設備から発射される電波の中継を行う同規則第四十九条の六に規定する技術基準に係るものを含む。）を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。

三　周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項

1　特定基地局に使用させることとする周波数は、次に掲げるものとする。

㈠　一、八〇五MHzを超え一、八四五MHz以下の周波数（以下「一・七GHz帯全国バンド」という。）

㈡　三、四〇〇MHzを超え三、四八〇MHz以下の周波数（以下「三・四GHz帯全国バンド」という。）

㈢　一、八六〇MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数（以下「一・七GHz帯東名阪以外バンド」という。）

2　特定基地局に係る前号に規定する周波数の使用区域は、次に掲げるものとする。

㈠　一・七GHz帯全国バンド及び三・四GHz帯全国バンドにあっては、全国の区域

㈡　一・七GHz帯東名阪以外バンドにあっては、全国の区域から平成十七年総務省告示第八百八十三号（一・七GHz帯又は二GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）第二項第二号㈡に掲げる区域（以下「東名阪区域」という。）を除いた区域

3　第一号に規定する周波数のうち現に特定基地局以外の無線局が使用しているものであって、周波数割当計画において使用の期限が定められているもの及びその期限の満了の日は、次のとおりである。

㈠　一、八〇五MHzを超え一、八四五MHz以下の周波数　平成三十七年三月三十一日

㈡　三、四〇〇MHzを超え三、四五六MHz以下の周波数　平成三十四年十一月三十日

第二章　一・七GHz帯全国バンドに係る事項

一　一・七GHz帯全国バンドを使用する特定基地局（以下「一・七GHz帯全国バンド特定基地局」という。）の配置及び開設時期に関する事項

一・七GHz帯全国バンドの指定を受けた認定開設者（以下「一・七GHz帯全国バンド認定開設者」という。）は、認定日から起算して八年を経過した日の属する年度の末日までに、一・七GHz帯全国バンド特定基地局による一の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域ごとの人口カバー率が全て百分の八十以上になるように一・七GHz帯全国バンド特定基地局を開設しなければならない。

二　一・七GHz帯全国バンド特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、一・七GHz帯全国バンド特定基地局の無線設備に対し、空間分割多重方式（一の陸上移動局への送信において四以上の空中線を使用するものに限る。以下この章から第四章まで同じ。）、二五六値直交振幅変調、キャリアアグリゲーション技術（設備規則第四十九条の六の九第一項第一号ヘに規定するものをいう。以下同じ。）その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。ただし、既存事業者以外の者が一・七GHz帯全国バンド認定開設者となる場合にあっては、キャリアアグリゲーション技術を除く技術を用いるものとする。